伊豆の国市文化財保存活用地域計画（概要版）

伊豆の国市文化財保存活用地域計画

平成 31 年３月の文化財保護法改正に合わせ、平成 26 年に策定した「伊豆の国市歴史文化基本構想」の内容に基づき更なる文化財の保存活用に対する推進力の強化を目指し作成した、文化財の保存と活用のマスタープランかつアクション・プラン。

指定文化財：63 件
未指定文化財：108 件把握

伊豆の国市内の指定・登録文化財の状況（令和４年３月現在）

類型			国指定・選定	県指定	市指定	国登録	合計
有形文化財	建造物		1	1	0	3	5
	美術工芸品	絵画	0	1	0	0	1
		彫刻	1	5	4	0	10
		工芸品	0	2	1	0	3
		書跡・典籍	0	1	0	0	3
		古文書	0	0	4	0	1
		考古資料	1	1	4	0	6
		歴史資料	2	0	6	0	8
無形文化財			0	0	0	—	0
民俗文化財	有形		1	0	0	0	1
	無形		0	0	4	—	4
記念物	遺跡		6	0	10	0	16
	名勝地		0	0	0	0	0
	動物、植物、地質鉱物		1	0	3	0	4
伝統的建造物群			0	0	0	—	0
文化的景観			0	—	—	—	0
合計			13	11	36	3	63

市内文化財施設

韮山反射炉ガイダンスセンター

伊豆の国市歴史民俗資料館
（旧上野家住宅）

江川邸

伊豆の国市郷土資料館

文化財調査室

計画期間：令和５年度～令和 14 年度（10 年間）

保存・活用に係る方策の実施あたっては、本計画期間 10 年の内前半の５年間を前期、後半の５年間を後期、本計画期間終了後の次期計画予定期間の 10 年間を次期と定める。

歴史文化の特徴

特徴①
人の定着からイズノクニ形成への足跡

旧石器・縄文から農耕社会への移行を経て、大和王権の地方社会としての先進性をもった「伊豆」が成立する。

時代：
旧石器時代・縄文時代・弥生時代・古墳時代・奈良時代・平安時代

特徴②
武士の世の始まり・中世の東国動乱の要の地

中世を通じて東国の中心のひとつとして存続した。武士の世の歴史ここに始まる。

時代：
平安時代末期・鎌倉時代・南北朝時代・室町時代

特徴③
戦国時代の幕開けから天下統一布石の地へ

戦国時代を通じて小田原北条氏の拠点となる。豊臣秀吉の天下統一の布石の地ともなった。

時代：
戦国時代・安土桃山時代

特徴④
幕府直轄の代官支配地

江戸の守りの要地として、韮山代官支配の中心地となる。

時代：
江戸時代

特徴⑤
近代産業への飛躍の一翼

幕末の動乱期、洋学研究の拠点として、近代産業胎動の舞台となる。

時代：
幕末～明治維新

特徴⑥
山川の自然のもとで現代に続く地域文化

富士山・狩野川・温泉など自然の恵みに独自の地域文化が根付き、祭事等の伝承が継承されている。

時代：
時を超えて現代へ

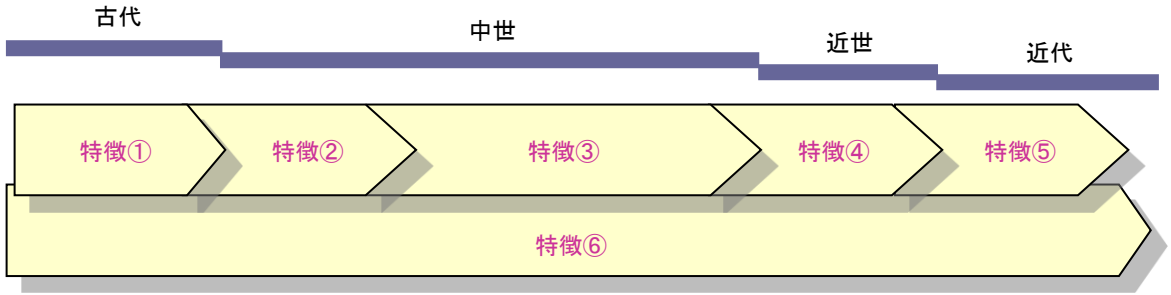

歴史文化の特徴

本市の地域の歴史やそれに関係する人物及び物、古代から現代に至る自然等環境を総体的に把握した概念。

■特徴①～⑤

日本史上の複数の大きな転換期・変革期にその胎動部分の舞台となってきたことを誇りとし、特に大きな変革をもたらした時代を中心に時代区分を捉えた特徴。

■特徴⑥

古代から現代へと、一部、形を変えつつも普遍的に存在してきた自然や交通路等の環境が、歴史事象の舞台となり、文化の土壌となってきた、全時代を貫く特徴。

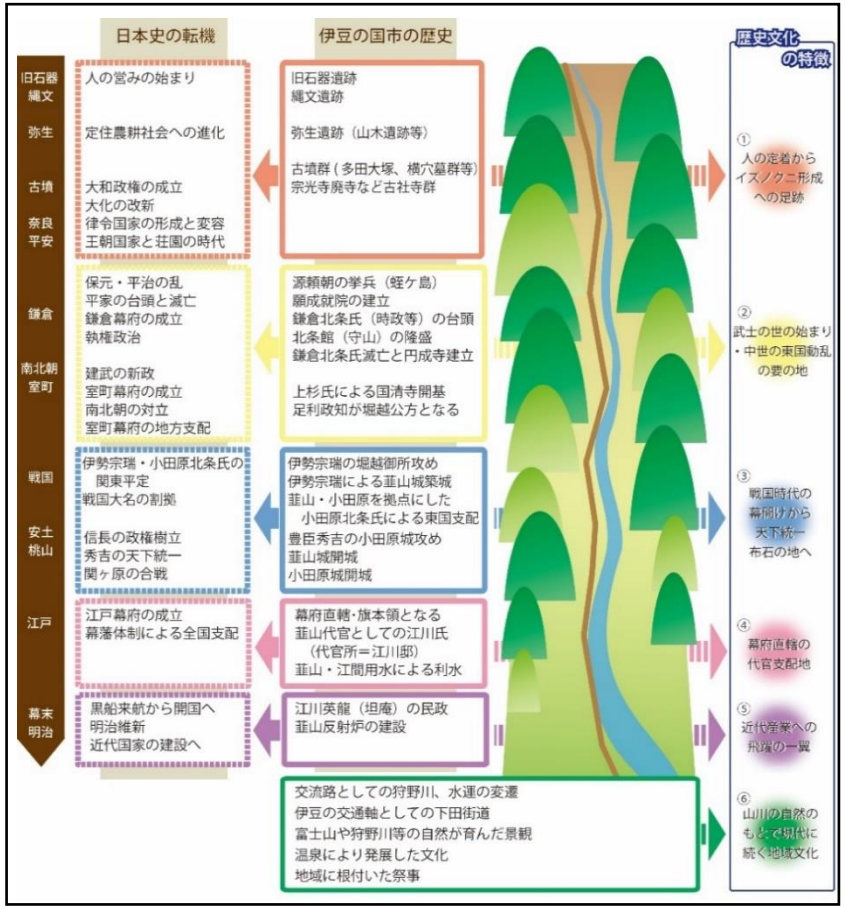

文化財の保存・活用に関する計画

【将来像】歴史に学び、未来を拓く伊豆の国市

保存・活用の基本方針（総合的な方針）

[知る・学ぶ]

調査・研究等による文化財及びその価値の把握と、教育活動による文化財学習

[守る・高める]

修理や環境整備等による文化財の保存・継承

[活かす・広める]

文化財の公開活用・普及

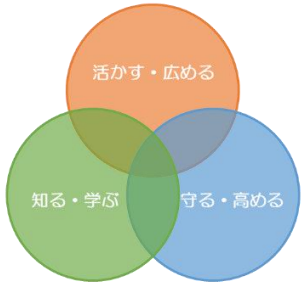

[知る・学ぶ]方針

○　市内に所在する文化財の価値を明らかにし、その意義を探求するための調査・研究活動を継続的に進める。
○　無形文化財、名勝地、動物・植物・地質鉱物等の把握調査を進める。
○　学識経験者等との連携を深め、その力を活用しながら、調査・研究の精度を高めていく。
○　市内に分布する文化財の調査・研究活動の成果を総合的に記録・集約し、データベースとして構築し、適切な管理を行う。
○　文化財への理解を深めるため、調査・研究の成果を有効な形で公開し、研究者や市民が共有するための場及び体制づくりを進める。
○　市民の文化財に関する学習機会をつくるとともに、地域と連携した学校教育・生涯学習の素材として活用する。
○　郷土の文化財を教材として積極的にとりあげ、人材育成の幅を広げる。

[守る・高める]方針

○　各文化財について、適切な調査・保存・修理・管理を計画的に行い、破壊・損傷・散逸等を防止し確実に将来に継承していく。保存にあたっては、各文化財の内容等に応じ、最適と判断される技術を用いる。
○　文化財について、その重要度により指定や登録等を行い、保存体制を整える。
○　文化財の保存に必要な制度を周知・徹底し、必要な協議・調整と適切な整備を実施する。
○　文化財の適切な保存・管理のための行政・市民体制を整え、みんなで育てる文化財としていく。
○　民俗文化財の継承のため、文化財の管理団体及び担い手の支援を行う。
○　未把握の文化財の滅失・散逸の防止に努める。

[活かす・広める]方針

○　文化財が人々の憩いの場としても利用されるよう、整備を行う。
○　訪れた人々が文化財を正しく理解し、円滑に見学、散策等ができるよう、体系的に整備を行う。
○　市内各文化財及び文化財相互のアクセスの向上・円滑な回遊と来訪者の利便性の向上を図る。
○　文化財の調査・研究・公開・活用の拠点となるよう、文化財関連施設の機能・整備の強化を進め、市内文化財の普及や教育活動への利用を目指す。
○　市内文化財及びその調査・研究活動の成果の情報を広く市内外に発信し、周知を図る。
○　観光客に文化財を案内できるよう、観光や交通等の従事者の歴史文化への理解を深める教育活動を展開するほか、ガイドの養成やスキルアップ等を体系的に行う。
○　市内及び周辺地域の活性化に向けた文化財の活用を推進する。
○　日本の歴史の変革の舞台としての伊豆の国市に関心を寄せる各地の人々との広域的ネットワークを形成し、情報交流や人的交流活動を通じてファンを増やし、観光等による地域の活性化につなげていく。

[全体に関する] 方針

○　文化財が集中している地域の周辺環境も含め、文化的な空間が創出していく 。

文化財保存活用区域

文化財が集中する特定の地域については、周辺環境も含め文化的な空間を創出するための区域として「文化財保存活用区域」 を設定する。

文化財保存活用区域は、７区域に区分した設定とする。さらに、７区分を「重点区域」３区域、「促進区域」４区域に設定し、それぞれの特徴、現状に応じた保存・管理・活用への取組を進める。

区分	区域名	区域の範囲	区域の特性
重点区域	①韮山反射炉とその周辺区域	韮山反射炉とその周辺エリア ※「伊豆の国市歴史的風致維持向上計画」の重点区域と一部が重なる。	世界文化遺産の構成資産でもある韮山反射炉が所在する。市内の文化財施設として最も来訪者が多く、本市の文化・観光資源の情報発信拠点としての機能・役割も果たしている。
	②守山区域	狩野川右岸の守山周辺と四日町を含むエリア	頼朝挙兵に始まる中世の歴史変革の舞台である資源が凝縮して存在する地域で、国指定史跡・国宝が集積する。
	③韮山城跡区域	韮山城跡、付城跡、江川邸を中心に、山木地区や蛭ヶ島などを含むエリア ※「伊豆の国市歴史的風致維持向上計画」の重点区域と一部が重なる。	戦国時代に伊勢宗瑞が築城した韮山城跡と豊臣秀吉軍の付城跡、近世の代官江川家に関する史跡や重要文化財が集積する。
促進区域	④江間区域	北江間・南江間地区一帯	北江間横穴群があり、伊豆を代表する古代の墓域として注目される。
	⑤奈古谷・多田区域	奈古谷・多田地区一帯	国清寺をはじめ、仏像・石造群が集積し、古代～中世の宗教空間が集積する。
	⑥大仁区域	大仁地域の平地及び山麓部分に、狩野川左岸の城山地域を加えたエリア	旧石器・縄文時代の遺跡が多く分布している。また、狩野川を中心として、人の営みの場である「まち」の歴史を今に留めている。
	⑦伊豆長岡区域	伊豆長岡温泉郷を中心に、江間堰なども含むエリア	歴史的な温泉地であり、温泉と歴史文化を融合する拠点として期待される。

重点区域①　韮山反射炉とその周辺区域

課題

〇韮山反射炉を対象とした学習の継続的な実施が求められる。
〇来訪者のニーズ把握が不十分。
〇韮山反射炉とその関連施設等について、学習や情報発信の場としての活用が求められる。

など

保存・活用のテーマ

幕末期における近代製鉄技術導入への挑戦を物語る空間　ー世界に誇る韮山反射炉ー

［基本理念］＝将来にわたり訪れる誰もがこのことを実感できる空間であり続ける。

保存・活用の基本方針

反射炉本体とその関連施設の保存強化、大砲製造に関わる産業システムの視覚化による来訪者等への理解増進、景観の維持・改善等を図りつつ、発掘・文献調査により新たな価値の解明を目指し、地域のシンボル・拠点としての持続可能な公開活用を進める。

方策の例

韮山反射炉検定の実施

市内の中学生を中心に韮山反射炉検定を実施し、郷土学習の機会とする。

実施期間：恒常(R5～R24)
取組主体：民間団体、市、学校

韮山反射炉の来訪者に関する調査

来訪者を対象とした①来訪者の韮山反射炉を構成する要素への影響の程度、②駐車場・便益施設の充足度、③資産の理解度及び江川邸をはじめとする市内他施設への周遊性に関する調査を行い、その特性・傾向等を分析し、今後の公開活用事業に反映させる。

実施期間：恒常(R5～R24)
取組主体：市

市民組織の活動補助

「韮山反射炉を愛する会」をはじめとした韮山反射炉の価値の普及・存在の周知・保存等活動を実施している市民団体を支援することにより、韮山反射炉の保存活動に対する市民意識の向上を目指す。

実施期間：前期(R5～R9)
取組主体：市

など

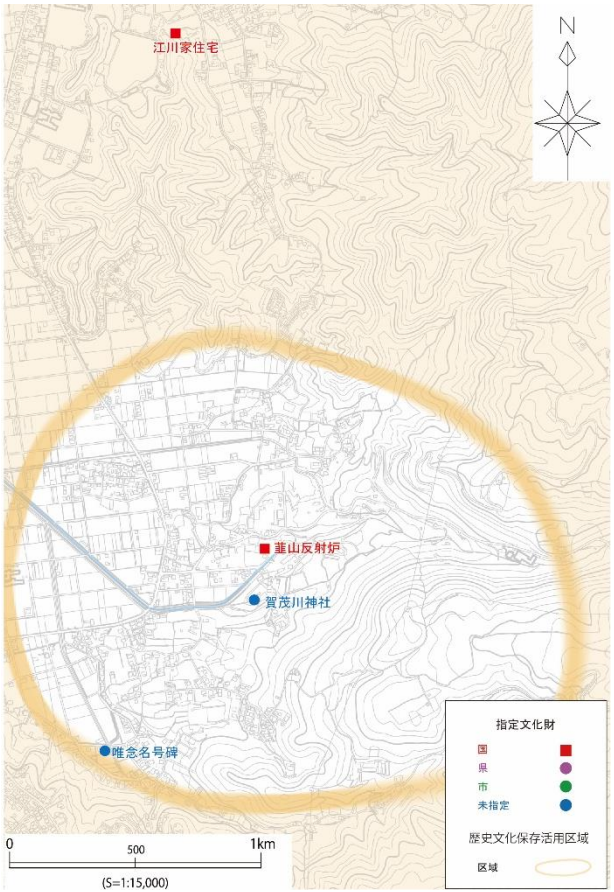

区域範囲	韮山反射炉と韮山古川の流れや、韮山反射炉と一体的な景観をなす背後の山林等の周辺を含んだ区域
主な文化財	・韮山反射炉（国指定史跡）
関連施設	・韮山反射炉ガイダンスセンター ・江川邸

重点区域②　守山区域

課題

〇北条氏邸跡（円成寺跡）・伝堀越御所跡・願成就院跡の３史跡は、開発に伴う発掘調査により発見され、史跡指定により保護措置がとられた経緯があり、北条氏邸跡（円成寺跡）を除く遺跡の全体像が明確ではないため、今後さらなる価値の解明及び保護すべき範囲が対象から漏れていることが懸念される。

〇周辺を含めた史跡の活用に向けた整備が完了しておらず、十分に魅力が伝えられていない。

など

保存・活用のテーマ

日本中世の“はじまり”と“おわり”を語る守山　ー鎌倉北条氏・堀越公方の遺産ー

［基本理念］＝集積する史跡群の価値を引き出し、さらに高める。

保存・活用の基本方針

守山中世史跡群の持つ学術的価値・歴史的価値・環境的価値は、列島史の展開の中で理解・解明されるべきものである。その価値を外に向かって発信し、日本全体に視野を広げた活用を目指す。

そのために、史跡の保存と後世への継承に万全を期すほか、継続的な調査・研究を進め、史跡群の全体像を明らかにする。また、その成果の学習・情報発信を図り、さらに対話と憩いの場としても活用しながら、地域の誇りとして「みんなで育てる史跡」を目指す。

方策の例

守山中世史跡群の調査

一貫した調査体制のもとで各史跡（北条氏邸跡（円成寺跡）、伝堀越御所跡、願成就院跡）や周辺の遺跡、旧下田街道等に関する継続的な発掘調査を進めるとともに、守山・狩野川を中心とした文献・古文書・伝承調査を実施し、守山中世史跡群総体の価値を明らかにする。

実施期間：後期～次期(R10～R24)
取組主体：市、研究者・研究機関

守山中世史跡群に関する整備事業の実施

各史跡の保全に万全を期すため、発掘調査結果に基づく対象地区の整備計画の策定を進める。また、「守山中世史跡群整備基本計画」および「史跡北条氏邸跡（円成寺跡）整備基本計画書（１期）」に基づき、整備を行う。

実施期間：前期～次期(R5～R24)
取組主体：市

守山周辺文化財情報発信

守山中世史跡群を広くアピールし、観光的価値の向上にもつながるよう、様々な媒体を活用して情報を発信するとともに、鎌倉北条氏関連ツアー商品の開発など観光活用を強化する。

実施期間：恒常(R5～R24)
取組主体：市、住民、民間団体

など

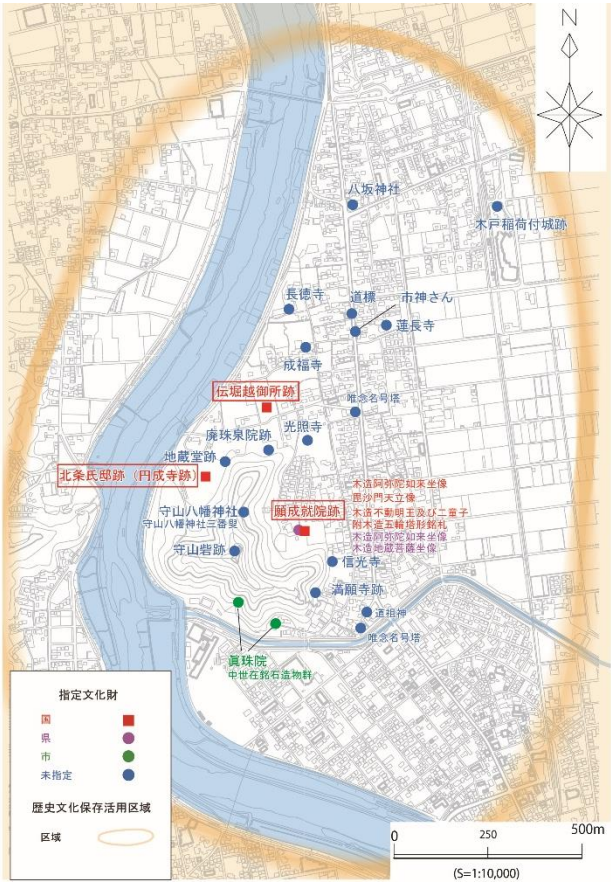

区域範囲	狩野川沿いを含む守山一帯と、それに隣接する国道 136 号沿いの四日町から寺家、中條にかけての市街地、狩野川に沿う空間なども含めた範囲
主な文化財	・願成就院跡（国指定史跡） ・伝堀越御所跡（国指定史跡） ・北条氏邸跡（円成寺跡）（国指定史跡） ・願成就院の運慶作諸仏（国宝）

重点区域③　韮山城跡区域

課題

〇区域内に所在する文化財の価値付けが十分ではない。
〇韮山城跡及び付城跡群を良好に保存するための関係者との協力体制が不十分である。
〇公益財団法人江川文庫が所有する文化財について、保存のための継続的な支援が求められる。

など

保存・活用のテーマ

市民が愛し、誇りを持てる歴史的シンボル空間　ー開花する史跡　韮山城跡・韮山役所跡ー

［基本理念］＝北条を未来に生かすーきわめ・つたえ・いかす「三鱗(みつうろこ)」ー

保存・活用の基本方針

区域の文化財の調査・研究を計画的・継続的に進め、その成果を蓄積・啓発し、広く共通認識を形成する。また、遺跡及び周辺の文化財や環境を確実に保存し、将来にわたって継承するよう管理していく。さらに、親しめる整備を周辺も含めて進め、文化財の価値を共有する市民とともに地域での活用策を展開する。

方策の例

韮山城跡及び付城跡群に関する調査・研究

韮山城跡及び付城跡群に関する未確認事項を解明するための調査、研究を継続的、計画的に推進し、その成果を的確に整理し、報告書等を刊行する。

実施期間：前期(R5～R9)
取組主体：市、研究者・研究機関

韮山城跡及び付城跡群の保存・管理制度の確立

韮山城跡及び付城跡群の国史跡指定を目指し、土地所有者の調査等各種準備や対応を図る。

実施期間：前期(R5～R9)
取組主体：市

江川家に関係する資料及び建造物の修理

韮山代官江川家関係資料・江川家住宅の計画的な修理を支援する。また、必要に応じて保存活用計画等の作成を検討・実施する。

実施期間：恒常(R5～R24)
取組主体：文化財所有者・管理者、市、市以外の行政

など

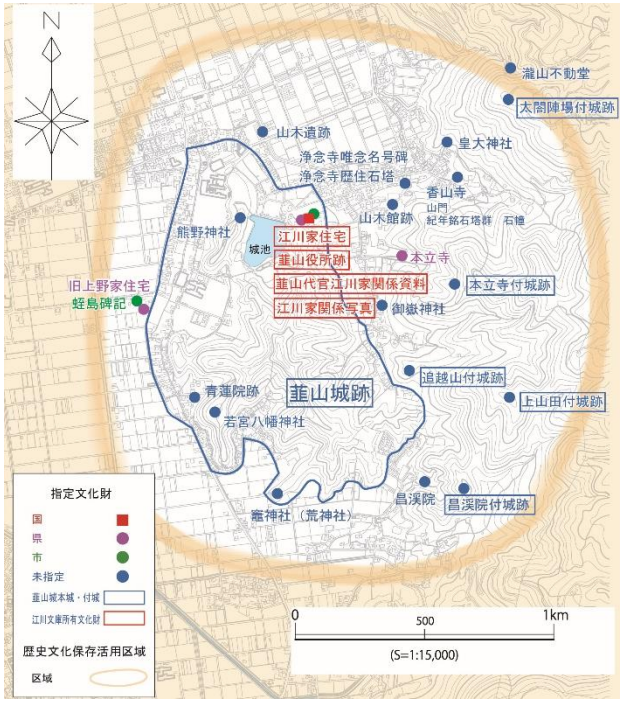

区域範囲	韮山城が築城された丘陵部を中心に、蛭ヶ島公園や山木地区などを含む周辺の平地部、付城が築かれた東側の丘陵部までを含めた範囲
主な文化財	・韮山城跡 ・韮山役所跡（国指定史跡） ・江川家住宅（重要文化財） ・韮山代官江川家関係資料（重要文化財） ・江川家関係写真（重要文化財） ・山木遺跡出土の生産・生活用具（重要文化財） ・旧上野家住宅（県指定） ・本立寺梵鐘（県指定） ・蛭島碑記（市指定）

促進区域

促進区域④　江間区域

区域の範囲：北江間横穴群が所在する丘陵部を中心として、豆塚神社・北條寺等所在する平野部を含めた範囲
保存・活用のテーマ：

都とつながる豪族の墓域－「若舎人」の眠る里－

保存・活用の方針：北江間横穴群などの適切な保存・管理に努めるとともに、区域内に存する仏像などの美術工芸品の把握・保存・修理を計画的に進める。

促進区域⑤　奈古谷・多田区域

区域の範囲：国清寺を中心とし、平地部の奈古谷・多田集落やその東側の山麓まで含めた範囲
保存・活用のテーマ：

古代から中世にわたる宗教空間－文覚上人から上杉氏へ－

保存・活用の方針：古代から戦国時代にわたる各時代の遺産の保存・修理・管理の適切な推進により、後世に確実に伝えていくとともに、より接しやすくするための工夫、近接の韮山城跡等とも連携させた見学環境の整備を進める。

促進区域⑥　大仁区域

区域の範囲：広瀬神社を中心として、宗光寺から大仁までの丘陵地や低位段丘、さらに城山周辺の山麓と浮橋・長者原など東地区を含めた範囲
保存・活用のテーマ：

狩野川がつくりだす地形が紡ぐ文化－古代の村と受け継がれる文化－

保存・活用の方針：イズノクニのはじまりと区域の発展を伝える文化財を多くの人が知り、学べるようにするとともに、地域固有の伝統民俗文化の保存・継承を図る。

促進区域⑦　伊豆長岡区域

区域の範囲：長岡・古奈など源氏山丘陵を中心として、天野・小坂地区等周辺の平野部を含めた範囲
保存・活用のテーマ：

過去から未来につなぐ温泉文化－いにしえから続く癒しの地－

保存・活用の方針：古くから親しまれた温泉資源と、身近な文化財をつなぎ、文化の香り高い温泉地としての活性化、まちづくりにつなげる。

文化財の防災・防犯

【想定される被害】

地震災害　風水害　火山噴火　土石流・地すべり・がけ崩れ　液状化現象　火災　盗難等人的被害

文化財の防災・防犯の課題

○ 災害発生時の連絡体制が万全であるとは言えない。
○ 指定及び登録文化財に毀損・滅失が発生した場合は届け出る必要があるが、所有者の理解不足から適切に手続きが行われず、行政による把握が大幅に遅れる場合がある。
○ 文化財所在地の周辺住民への文化財の周知が十分ではない。
○ 文化財が所在する建造物の多くは耐震が十分とは言えない。
○ 文化財の所在する建造物の多くは寺社等木造建築のため、延焼の危険性が高い。
○ 文化財が所在場所の無人化や、管理者の減少・高齢化により、文化財の管理が行き届かず、盗難や毀損、滅失等の被害が発生・発見が遅れる可能性がある。

など

文化財の防災・防犯に関する方針

○ 災害・犯罪発生時の関係機関との連絡体制の強化を推進する。
○ 文化財の所有者等による日常的な見守り体制の強化を図る。
○ 地元住民との協力体制づくりを目指す。
○ 文化財所有者・管理者に対し、防災・防犯に関する助言等を継続的に行う。
○ 風水害や土石流等、自然災害が発生するリスクのある場所に所在する文化財を把握する。
○ 被災 により姿が変化してしまうことを想定し、文化財の記録・データ化を検討する。
○ 文化財所在地の消火設備の設置を推進する。

災害・犯罪発生時の方針

○ 災害・人的被害による文化財の毀損・滅失等発生時の所有者による法定手続きの適切な執行を図る。
○ 災害発生時には、迅速な被害の把握に努める。

文化財の防災・防犯に関する方策の例

災害リスクの把握

・洪水・土砂災害ハザードマップを用いた洪水・土砂災害発生リスクの把握
・災害発生時の文化財の被害想定

連絡・協働体制の強化

・文化財所有者・管理者との連絡体制の確認
・防災訓練実施の呼びかけ
・文化財の周知

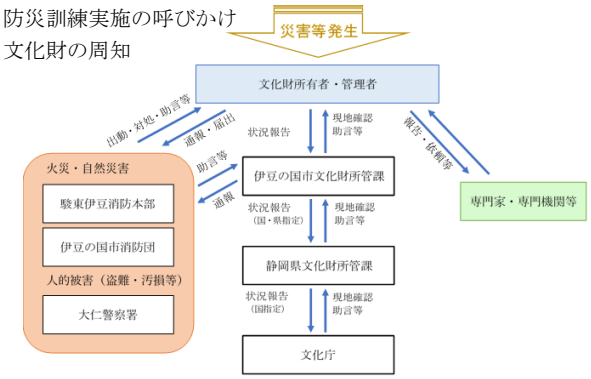

防災対策の周知

・文化庁作成の防災ガイドラインの周知
・消火設備設置の呼びかけ
・文化財周辺の家財道具等の固定等対策の助言
・耐震診断及び予備診断実施の打診

災害発生時の対応

・災害発生時は速やかな被害状況の把握
・二次被害がおこる可能性のある文化財の保管場所の確保・移動
・見学者等の被害状況の確認の実施
・他団体（国・県の機関等）との情報共有、初動及び事後対応の指導・支援を仰ぐ
・法定の届出の速やかな提出

など